

平成27年6月26日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

|   | 処分庁 | 審査請求人     | 審査請求年月日   | 審査請求の趣旨 | 裁決の概要  | 参 考                                |            |                                       |
|---|-----|-----------|-----------|---------|--|------------------------------------|------------|---------------------------------------|
|   |     |           |           |         |  | 審査請求の概要                            | 処分庁への申請年月日 | ①原処分年月日<br>②異議申立年月日<br>③異議申立に対する処分年月日 |
| 1 | 熊本県 | 大阪府和泉市の男性 | 平15.11.19 | 水俣病認定   | <p><b>棄却</b></p> <p>当審査会は、最高裁判所平成24年(行ヒ)第245号事件の平成25年4月16日判決と同様の考え方をとり、昭和52年判断条件はそこに示す症候の組合せがあれば水俣病と推認するものであるが、症候の組合せが認められない場合に水俣病を否定するものではなく、その場合でも、経験則に照らして総合的な検討を行い、個々の具体的な症候と原因物質との間に個別的な因果関係があると判断できれば、水俣病と認定できると考える。然るところ、本事案では症候の組合せは認められないから、総合的な検討を行うと、請求人の感覚障害は、著しい左右差があったり障害の部位が大幅に移動するなど中枢性の感覚障害としては不自然で四肢末端優位の両側性の感覚障害の態様からかなり乖離し、その他の症候も必ずしも中枢性の障害を示唆せず、請求人の諸症候を総合しても皮質性の中枢性障害や小脳の障害を認めるに足りない。他方、請求人は、頸椎症性脊髄症や神経根症を発症していたと考えられるうえ、脳血管の動脈硬化の進行に伴って虚血病変も進行した可能性があり、これらの疾患が症候に影響を与えていた蓋然性は考慮に値する。また、請求人には有機水銀のばく露歴が認められるものの、ばく露の時期と発症の時期に照らすとばく露が症候に関係した可能性はかなり低い。以上の諸事情を総合考慮すると、個々の具体的な症候と有機水銀との間の個別的な因果関係は認められず、請求人が水俣病に患していると認めることはできない。よって、本件審査請求を棄却する。</p> | 審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病の症状を有しているとして申請。 | 平13.11.22  | ①平15.3.3<br>②平15.3.20<br>③平16.1.28    |

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

|   | 処分庁            | 審査請求人      | 審査請求年月日  | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨        | 裁決の概要   | 参 考  |            |           |
|---|----------------|------------|----------|-------------------------|---|--|------------|-----------|
|   |                |            |          |                         |   | 審査請求の概要  | 処分庁への申請年月日 | 原処分年月日    |
| 1 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 兵庫県伊丹市の男性  | 平25.1.11 | 肺がん<br>特別遺族弔慰金<br>特別葬祭料 | <p><b>棄却</b></p> <p>未申請死亡者については、病理学的診断から、乳癌の肺転移による転移性肺がんであり、原発性肺がんとはみとめられなかった。なお、放射線画像から、胸膜ブランク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなしうる所見は確認できなかった。よって、原処分は相当である。</p>  | 審査請求人は、未申請死亡者の夫。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより肺がん罹患したとして申請。  | 平24.6.6    | 平24.12.17 |
| 2 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 福岡県大牟田市の女性 | 平25.2.14 | 中皮腫<br>特別遺族弔慰金<br>特別葬祭料 | <p><b>棄却</b></p> <p>請求人は、「死亡診断書に死因として記された『小腸癌』は、腺癌ではなく、4年前に胸膜中皮腫と診断され、胸膜肺全摘術を受けた胸膜の病変の転移である。」と主張する。しかし、胸膜の病変について、胸膜肺全摘術時採取された病理標本では悪性所見はなく、当時の放射線画像においても中皮腫の所見、悪性所見はなく、中皮腫とは認められない。また、小腸切除術前の小腸生検標本では、小腸壁肥厚による小腸閉塞で、肥厚の原因は、炎症ないし、腫瘍と考えたとされた。小腸切除術により採取された資料の病理組織検査報告書等では、小腸原発の腺癌である旨明記されている。以上から、胸膜、小腸のいずれの病変も中皮腫と認めることはできない。よって、原処分は、相当である。なお、本件は、法施行前に死亡した事例であるが、死因とされた小腸癌と、以前に胸膜中皮腫とされた胸膜の病変との関連が明らかでないため、医学的事項に関する判定を申し出た事例である。</p> | 審査請求人は、施行前死亡者の妻。審査請求人は、施行前死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。 | 平20.4.21   | 平24.12.17 |

|   | 処分庁            | 審査請求人        | 審査請求年月日    | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨        | 裁決の概要  | 参 考  |             |            |
|---|----------------|--------------|------------|-------------------------|--|--|-------------|------------|
|   |                |              |            |                         |  | 審査請求の概要  | 処分庁への申請年月日  | 原処分年月日     |
| 3 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 宮城県遠田郡美里町の男性 | 平25. 6. 13 | 中皮腫<br>認定               | <b>取消し</b><br>細胞診標本の所見では、パパニコロウ染色でclassV、唯一の免疫染色のcalretinin染色が陽性であることから悪性中皮腫の可能性が高いとされ、放射線画像所見において腹膜中皮腫が示唆されたことから、総合的な医学的判断は中皮腫とした。なお、原処分の段階では、放射線画像所見においては中皮腫に矛盾しないとされたが、医療機関から細胞診標本の提出を受けることができず、資料が不十分なため「中皮腫と判定できない」とされたもので、その時点では原処分は相当であった。当審査会では、細胞診標本の提出を受けられたことから、医学的判断を変更する結果となったものである。よって、原処分を取り消す。 | 審査請求人は、申請中死亡者の子。審査請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。 | 平24. 10. 27 | 平25. 4. 18 |
| 4 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 群馬県前橋市の女性    | 平25. 7. 12 | 中皮腫<br>特別遺族弔慰金<br>特別葬祭料 | <b>棄却</b><br>病理学的検討では、パパニコロウ染色の細胞診標本を検鏡したが、Class IIの所見であり、悪性細胞は認められず、中皮腫の根拠はなかった。放射線画像診断では、認定審査の資料とされた放射線画像につき、当該医療機関に提出を求めたところ、PET/CT画像を除き廃棄したとの回答であったため、やむなく、提出されたPET/CT画像を検討したが、中皮腫の根拠は認められなかった。以上から、中皮腫であると判定することはできないと判断した。よって、原処分を相当とする。   | 審査請求人は、未申請死亡者の子。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。 | 平24. 12. 27 | 平25. 5. 10 |
| 5 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 神奈川県横浜市の男性   | 平25. 9. 5  | 中皮腫<br>認定               | <b>棄却</b><br>病理学的検討では、胸水細胞診のパパニコロウ染色標本はClass I、ギムザ染色標本は細胞成分はほとんどなく、また、喀痰の細胞診標本は悪性像はなくClass IIであり、結局、悪性細胞は認められず、中皮腫である根拠はなかった。放射線画像診断では、左胸膜に不整な腫瘤影があることから、左胸膜の転移性腫瘍または中皮腫を疑った。しかし、病理学的に中皮腫であるとはいえず、以上を総合し、中皮腫であるとはいえないと判断した。よって、原処分を相当とする。  | 審査請求人は、申請中死亡者の子。審査請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。 | 平25. 2. 14  | 平25. 8. 8  |